資料５

これまでの議論の中間的整理（案）

基本政策ワーキンググループにおいては、本年１月以降、資源有効利用促進法に基づき指定されている業種・製品における取組の状況について、関係事業者からのヒアリング等を含め、評価を行ってきた。また、資源制約の高まりや循環資源の国際流通の活発化といった３Ｒを取り巻く近年の状況変化を踏まえ、今後の持続可能社会の構築に向けて新たに取り組むべき課題についても議論を行ったところである。

なお、新たな課題の検討に当たっては、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減という３Ｒ政策の目的を可能な限り費用対効果の高い手法により実現するとの観点から、多種多様な資源や製品の個々の事情に応じた柔軟な対応が可能な事業者による自主的取組を基本に、市場原理を活用しつつ、必要な場合には法的枠組みを整備するとの基本的視点を踏まえつつ議論を行ったところである。

本資料は、これまでの審議会での主な議論について、検討を行った以下の課題毎にまとめ、中間的な整理を行ったものである。

(1) 製品のライフサイクル全体を視野に入れた環境配慮設計の促進
(2) 消費者に対する製品環境配慮情報の提供
(3) 再生資源のリサイクル目的の海外輸出に係る検討
(4) 使用済物品等の自主回収・リサイクルの取組の促進
(5) 素材産業等の副産物の再生利用の促進

(1) 製品のライフサイクル全体を視野に入れた環境配慮設計の促進

＜検討の方向性＞

○製品のライフサイクルにわたる資源投入量の抑制の観点からは、製品を構成する原材料や部品の軽量化のみならず、部品製造工程を含むサプライチェーン全体での副産物量を把握し、その低減を図る措置を強化することが必要ではないか。例えば、サプライチェーンの下流企業における製品設計を通じて上流企業との連携を促進し資源投入量の抑制を図る取組について、資源有効利用促進法の環境配慮設計措置を活用して促進することが考えられるのではないか。

○サプライチェーン全体での取組を促進するためには、資源消費に関する各段階の情報が製品設計者に円滑に伝達されるよう、情報伝達に必要なルールの統一化等の環境整備が必要ではないか。

○サプライチェーンの上流企業にマテリアルフローコスト会計手法等の取組を普及するための対策や副産物の発生抑制を促進するための技術開発への支援等を講じることが必要ではないか。

○リサイクル技術の進展によって可能となった、再生資源の高付加価値製品の原材料としての利用を一層促進するため、資源有効利用促進法に基づく環境配慮設計措置を強化することが考えられるのではないか。

○自己循環型リサイクルの取組を拡大するためには、一定品質の再生資源の供給が安定的に行われるよう、製品設計者とリサイクル事業者との連携強化のための情報共有の仕組みや統一的な規格・ルールの整備を一層促進すべきではないか。

○我が国の先進的な環境配慮設計の取組に関して、引き続き我が国が国際標準化を主導したり、我が国企業のサプライチェーンの多くが展開しているアジア地域への普及を図るなど、競争力の強化に向けた対応を進めるべきではないか。

【第５回基本政策ＷＧ】

＜これまでの議論＞

○ 資源生産性の観点から、もの作りのパラダイムを転換していくべき。過剰品質から脱却したもの作り、資源の最上流を始めライフサイクル全体での環境負荷を考慮したエコリュックサック的な考え方の導入が重要。

○ ライフサイクル全体を視野に入れた環境配慮設計に取り組む前提として、インベントリーデータを円滑に流通させるための標準フォーマットやルール整備が必要ではないか。その際、国際標準化についても我が国が主導するべき。

○ 環境配慮設計は我が国が先行している分野であり、我が国の取組を世界に発信することが重要。

○ 製品の設計に際して製造事業者が製品の廃棄時点での目標を持って取り組んでいることを情報開示することが必要ではないか。

(2) 消費者に対する製品環境配慮情報の提供

＜検討の方向性＞

○商品選択に資する分かりやすい３Ｒ配慮情報（省資源性や再生資源・部品の使用状況等）を消費者に提供するためには、消費者がこうした情報を容易に入手できる環境を整えるとともに、製品毎の環境性能の比較を容易とする評価手法の開発や指標の設定等の取組を、製造事業者を始めとする関係者の協力の下で促進すべきではないか。

○製品の販売と独立した形で環境情報のみの提供を行っても、消費者の商品選択への効果は限定的と考えられるため、情報提供をより効果的なものとするためには、消費者が製品購入の意志決定を行う店頭やウェブサイトなどの小売段階における積極的な環境情報の提供を促進することが必要ではないか。

○このような多様な主体による情報提供を促進するに当たっては、特定の製品に対して３Ｒ配慮の取組を求めている資源有効利用促進法の活用を検討することが効果的ではないか。

【第５回基本政策ＷＧ】

＜これまでの議論＞

○ 製品の環境配慮情報（企業の取組）の見える化と消費者への情報伝達の工夫（消費者側が３Ｒの進展を実感できる仕組み）が必要であり、その際、メーカーにもインセンティブが働く仕組みとすることが重要。

○ 最低限開示すべき提供情報のガイドラインを消費者のニーズを反映させながら整備していくべき。

○ エコプレミアムを消費者に払ってもらえるような仕組みをなるべく規制によらない形で実現できないか。消費者を巻き込む場合には流通業の役割の強化を検討すべき。

○ 事業者から提供される情報に基づいて評価を行い、信頼度の高い情報を消費者に提供するためには、その評価結果の信頼性を確保する仕組みを検討することが必要。

○ 情報提供を行う際には、３Ｒだけでなく化学物質や省エネルギーといった環境配慮と併せてアピールした方が、効果が期待できるのではないか。

(3) 再生資源のリサイクル目的の海外輸出に係る検討

＜検討の方向性＞

○電気・電子機器等の使用済製品は、それが中古品として販売されずに再資源化（部品取りを含む。）される際に、更に有用な素材毎に選別するための処理やその後の残渣の処理が必要となるが、海外ではこのような処理が適正に行われない可能性が高い。

○また、海外において素材化の処理がされる場合に、我が国のリサイクル技術では抽出されている有用資源が十分に回収できていないとの指摘がある。

○従って、経済合理的な観点のみによって使用済製品を輸出することについては、適正処理の観点や資源の有効利用の観点から慎重に対応するべきと考えられる。
具体的には、以下のいずれかにより対応することとすべきではないか。

①我が国国内での再資源化

②使用済製品を輸出し海外で素材化を行う場合、排出事業者自らが当該使用済製品の再資源化に関して、我が国と同等の処理が行われるという確認の実施

○特に、我が国国内における最終処分場制約対応や資源有効利用の必要性の高いものとして制度的リサイクルの対象となっている物品については、使用済みとなった当該物品が国内において廃棄物として逆有償処理が必要とされる限りにおいては、国内におけるセーフティネットとして制度を継続する必要がある。

○このため、政策変更により再生資源の受入が困難化するリスクがある海外に頼ることなく、我が国国内での再資源化を原則とすべきという基本的考え方の下、これに向けた対応策を検討すべきではないか。

○国内制度により再資源化を継続するには、一定の処理能力が必要であることから、現状の処理能力、それぞれの物品や再生処理業者を取り巻く状況、維持に要するコスト、再度処理施設を整備することの困難性等を踏まえつつ、事業の安定化等の必要な方策について検討することが適当ではないか。

＜パソコンの場合＞

○使用済パソコンについて、中古品としての利用のより適正な実施を引き続き確保するとともに、中古品利用されない物品については、原則として国内における一定の再資源化の実施を確保することが必要ではないか。

○具体的には、利用しなくなった使用済パソコンを多量に取り扱う排出事業者は、当該使用済パソコンを中古利用目的で販売する場合には、販売先において中古品として適正に取り扱われることを確認するとともに、中古品として利用されない場合には、引き渡した先において国内における一定の再資源化が行われることを確認するべきではないか。

○排出事業者等からメーカー系リサイクルルートへの引渡しを促進するため、その利便性・効率性を高める対策を検討すべきでないか。

【第６回基本政策ＷＧ】

＜これまでの議論＞

○ リサイクル制度は資源相場に脆弱であり、質の高いリサイクルを維持するため、これをどのように強めていくかが課題。ただし、水際の管理に関しては実効性の観点からかなり困難なのではないか。

○ 自主的な取組を含めて、国内の排出事業者が責任を持って中古品を含む最終的な処理先を把握するマニフェスト的なトレースシステムの導入を検討することが必要（排出事業者の責任強化は、優良な排出先企業の選別強化にも寄与）。

○ 輸出される循環資源の適正なマネジメントのためには、最後の手段としての輸出制限も視野に入れつつ、自主的取組を含む様々な手段を活用することが適当。

○ 中古品の輸出に関しては、中古品の基準を検討してはどうか。

○ 海外での適正処理の確保に向けて、相手国への技術協力も併せて実施すべき。我が国の再生資源の規格を活用して国際標準化にも貢献できるのではないか。

○ 国内処理の促進には、排出事業者や消費者にインセンティブの働く国内のリサイクルコストの低減、利便性の向上も併せて必要なのではないか。

○ 途上国で処理困難だが我が国で処理可能なものの円滑な輸入体制の構築も必要。

(4) 使用済物品等の自主回収・リサイクルの取組の促進

＜検討の方向性＞

○自主的な回収・リサイクルの取組のうち、回収量の向上が課題となっている製品については、排出者である消費者の知識や意識が分別回収に強く影響していると考えられる。このため、自主的取組を実施し、これを周知すべき立場にある事業者は、分別回収への取組を促すよう、消費者等に対して回収・リサイクルに関する情報提供等の働きかけを積極的に行うべきではないか。

○具体的には、例えば、

（１）製品に関する設計・製造情報を有し、回収・リサイクルを実施する製造事業者等は、消費者が必要な情報を認識しやすくなるよう、製品カタログ・取扱説明書等において、①製品に有用資源が多く含有されており、リサイクルによって資源回収すべきものである旨や、②排出方法や回収場所、問い合わせ先等の回収・リサイクルに関する具体的な情報の提供を行うべきではないか。

（２）消費者への情報提供に当たっては、製品の販売時点で消費者に直接接して必要な情報を説明することが効果的と考えられることから、製造事業者等の取組と併せて、販売事業者と連携した効果的な消費者への情報提供の仕組みを検討すべきではないか（例えば、販売事業者による消費者への情報伝達が円滑に行われるよう、製造事業者等が必要な事項を記載した書面を作成し、製品に添付する等）。

（３）多くの製品では、独自のマーク表示により回収・リサイクルシステムの広報を行っているが、自主的取組の対象製品であることについて、消費者への周知効果を高める観点から、対象製品等に付すマーク表示の共通化を検討すべきではないか。

（４）排出者の利便性を向上する観点から、回収・リサイクルを実施する製造事業者等による回収拠点の拡充等の取組を促進するべきではないか。

【第７回基本政策ＷＧ】

＜これまでの議論＞

○ 資源有効利用促進法における取組主体の拡大を検討すべき（製造事業者以外の主体の取り込み）。

○ 流通関係者の役割強化と販売ルートを通じた下取りの活用を検討すべき。

○ デポジット制の可能性について検討すべき。

○ 新たなラベリングシステムの検討では、一定の条件を満たす場合に共通ラベルを活用できるといった積極的な制度も検討できないか（他のラベルとの整理に留意が必要。）。

○ 製品に使用されている資源情報を消費者に提供することによって回収意識の啓発を図ることが重要。

○ 対象となる製品の検討に際しては、その特性に応じて求める取組の内容が異なると考えられるため、カテゴリー化・分析が必要。

○ 廃棄時における消費者からの問い合わせへの製造事業者の対応を強化できない

か。

○ サービサイジングの支援も考えられるのではないか。

○ 小型電気製品については、回収するだけでなく、回収後のレアメタルの処理技術の開発が必要。

(5) 素材産業等の副産物の再生利用の促進

＜検討の方向性＞

○技術的に利用可能な用途先が既に存在する副産物については、製品に加工する際の品質規格の策定等の事業者の取組を通じて、製品としての利用を一層促進することが必要ではないか。

○素材産業等の副産物の主な利用先であるセメントの需要が縮小する中、副産物の新規用途の拡大を図るため、技術開発等の取組を促進することが必要ではないか。

○再生資源の需要先として期待されるアジア諸国との政策対話や産業界による技術協力の取組を通じて、副産物から得られる再生資源に関する規格の普及等を図ることにより、アジア諸国への輸出の円滑化等を図ることが必要ではないか。

【第７回基本政策ＷＧ】

＜これまでの議論＞

○ 規格の検討に当たっては、政府の調達や公共事業における副産物の優先的な活用を併せて検討すべき。

○ 副産物の新たな用途の開発に当たっては、使用時における環境アセスメントに関するサポートも必要ではないか。

○ 副産物の排出元と利用先が特定できる場合の廃棄物としての規制の取扱いについて検討できないか。

○ ３Ｒの取組により循環資源の量が増加してきていることが定量的に明らかになるよう、廃棄物と副産物の位置付けを検討できないか。